

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年4月8日(2021.4.8)

【公表番号】特表2020-510924(P2020-510924A)

【公表日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-014

【出願番号】特願2019-546802(P2019-546802)

【国際特許分類】

G 06 F 8/60 (2018.01)

G 06 F 21/12 (2013.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 8/60

G 06 F 21/12

G 06 F 13/00 500 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月22日(2021.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

オペレーティング・システムの初期セットアップ・オプションを自動的に設定する方法であって、

コンピューティング・デバイスのハードウェア識別情報と、前記コンピューティング・デバイス上にセットアップされることになる前記オペレーティング・システムのコピーのオペレーティング・システム・ソフトウェア識別情報との両方を含むコンピューティング・デバイス・レコードを受け取るステップと、

引き続き、前記コンピューティング・デバイス・レコードの後続の受け取りおよびエンティティの識別に基づいて、前記コンピューティング・デバイスおよび前記オペレーティング・システムのコピーを前記エンティティに関連付けるステップと、

前記オペレーティング・システム・ソフトウェア識別情報に基づいて前記オペレーティング・システムのコピーを検証するステップであって、該検証が、前記初期セットアップ・オプションの自動設定が前記オペレーティング・システムのコピーについて認可されるのを決定することを含む、ステップと、

前記初期セットアップ・オプションの設定を含むプロファイルを受け取るステップと、

前記初期セットアップ・オプションの自動設定が前記オペレーティング・システムのコピーについて認可されることが前記検証によって決定される場合に、前記受け取ったプロファイルを、前記コンピューティング・デバイスと前記オペレーティング・システムのコピーとに関連付けるステップと、

前記初期セットアップ・オプションの自動設定を認可するライセンスと、前記受け取ったプロファイルで指定された前記初期セットアップ・オプションとの両方を含むオペレーティング・システム・ライセンス・データを生成するステップと、

前記ハードウェア識別情報を含む要求に応じて、前記オペレーティング・システム・ライセンス・データを前記コンピューティング・デバイスに供給するステップと、
を含む、方法。

【請求項 2】

請求項 1 記載の方法において、前記コンピューティング・デバイス・レコードを受け取る前記ステップが、前記コンピューティング・デバイスの製造業者からコンピュータ・ビルド・レコードを受け取るステップを含む、方法。

【請求項 3】

請求項 1 記載の方法において、前記ハードウェア識別情報が、前記ネットワーク・インターフェースの MAC アドレスと、 BIOS 識別子と、前記コンピューティング・デバイスのトラステッド・プラットフォーム・モジュール (TPM) の暗号化証明書と、のうちの少なくとも 1 つを含む、方法。

【請求項 4】

請求項 3 記載の方法であって、更に、前記コンピューティング・デバイスのハードウェア・コンポーネントに割り当てられる 2 つ以上の識別子を組み込んでいる単一のハードウェア・ハッシュ値を生成するステップを含む、方法。

【請求項 5】

請求項 1 記載の方法において、前記ハードウェア識別情報が、前記コンピューティング・デバイスのハードウェア・コンポーネントに割り当てられる 2 つ以上の識別子を組み込んでいる単一のハードウェア・ハッシュ値を含む、方法。

【請求項 6】

請求項 1 記載の方法において、前記コンピューティング・デバイス・レコードの後続の受け取りが前記エンティティの管理者からのものであり、更に、前記プロファイルを受ける前記ステップがまた、前記エンティティの管理者からのものである、方法。

【請求項 7】

請求項 1 記載の方法であって、更に、前記ハードウェア識別情報または前記オペレーティング・システム・ソフトウェア識別情報の少なくとも一方から、前記コンピューティング・デバイスの永続デバイス識別子の生成と、前記オペレーティング・システムのコピーとを要求するステップを含み、前記永続デバイス識別子が、前記コンピューティング・デバイスのハードウェア・コンポーネントへのアップグレードの後に前記コンピューティング・デバイスを一意に識別することを継続する、方法。

【請求項 8】

請求項 1 記載の方法であって、更に、受け取った同一のプロファイルを複数の他のコンピューティング・デバイスと関連付けるステップを含む、方法。

【請求項 9】

請求項 1 記載の方法において、前記プロファイルで指定される初期セットアップ・オプションの設定が、前記コンピューティング・デバイスのローカルな管理を許可しないことを含む、方法。

【請求項 10】

請求項 1 記載の方法において、前記プロファイルで指定される初期セットアップ・オプションの設定が、前記オペレーティング・システムに関連付けられるエンド・ユーザ・ライセンス・アグリーメントの提示をスキップすることを含む、方法。

【請求項 11】

請求項 1 記載の方法において、前記プロファイルで指定される初期セットアップ・オプションの設定が、前記エンティティに特有のカスタマイズされたディレクトリ・サイン・インを含む、方法。

【請求項 12】

システムであって、

コンピューティング・デバイスであって、

前記コンピューティング・デバイスのハードウェア識別情報をローカルに取得するステップと、

前記コンピューティング・デバイスのネットワーク・インターフェースを通じて、前記取得したハードウェア識別情報に基づいてオペレーティング・システム・ライセンス・デ

ータを受け取るステップであって、該受け取ったオペレーティング・システム・ライセンス・データが、前記コンピューティング・デバイス上にセットアップされることになるオペレーティング・システムのライセンスと、前記オペレーティング・システムの初期セットアップ・オプションとの両方を含む、ステップと、

前記受け取った初期セットアップ・オプションにしたがってオペレーティング・システム・オプションを自動的に設定するステップと、

を実行するように構成されるコンピューティング・デバイスと、

1つ以上のサーバ・コンピューティング・デバイスであって、

前記ハードウェア識別情報と、前記コンピューティング・デバイス上にセットアップされることになる前記オペレーティング・システムのコピーのオペレーティング・システム・ソフトウェア識別情報との両方を含むコンピューティング・デバイス・レコードを受け取るステップと、

引き続き、前記コンピューティング・デバイス・レコードの後続の受け取りとエンティティの識別とに基づいて、前記コンピューティング・デバイスおよび前記オペレーティング・システムのコピーを前記エンティティに関連付けるステップと、

前記オペレーティング・システム・ソフトウェア識別情報に基づいて前記オペレーティング・システムのコピーを検証するステップであって、該検証が、前記初期セットアップ・オプションの自動設定が前記オペレーティング・システムのコピーについて認可されるのを決定することを含む、ステップと、

前記初期セットアップ・オプションの設定を含むプロファイルを受け取るステップと、

前記初期セットアップ・オプションの自動設定が前記オペレーティング・システムのコピーについて認可されることを前記検証が決定する場合に、前記受け取ったプロファイルを、前記コンピューティング・デバイスと前記オペレーティング・システムのコピーと関連付けるステップと、

前記初期セットアップ・オプションの自動設定を認可するライセンスと、前記受け取ったプロファイルで指定された前記初期セットアップ・オプションとの両方を含むオペレーティング・システム・ライセンス・データを生成するステップと、

前記ハードウェア識別情報を含む要求に応じて、前記オペレーティング・システム・ライセンス・データを前記コンピューティング・デバイスに供給するステップと、

を実行するように構成される1つ以上のサーバ・コンピューティング・デバイスと、を備える、システム。

【請求項13】

請求項12記載のシステムにおいて、前記コンピューティング・デバイスが、1つ以上のソフトウェア・ライセンシング・アプリケーション・プログラム・インターフェース(API)を通じて前記オペレーティング・システム・オプションを設定するよう更に構成される、システム。

【請求項14】

請求項12記載のシステムにおいて、前記1つ以上のサーバ・コンピューティング・デバイスが、

前記コンピューティング・デバイス・レコードを、前記コンピューティング・デバイスの製造業者からコンピュータ・ビルド・レコードとして受け取るよう更に構成され、

引き続き、前記コンピューティング・デバイス・レコードを前記エンティティの管理者から受け取るよう更に構成される、システム。

【請求項15】

請求項12記載のシステムにおいて、前記1つ以上のサーバ・コンピューティング・デバイスが、受け取った同一のプロファイルを複数の他のコンピューティング・デバイスに関連付けるよう更に構成される、システム。

【請求項16】

請求項12記載のシステムにおいて、前記コンピューティング・デバイスが、

前記コンピューティング・デバイスのグラフィクス・ハードウェア・インターフェースを通じて、前記受け取った前記オペレーティング・システムの初期セットアップ・オプションによって指定された、カスタマイズされたディレクトリ・サイン・インを提示し、

前記カスタマイズされたディレクトリ・サイン・インを通じて提供されるユーザ識別情報に基づいて受け取られる後続のオペレーティング・システム・セットアップ・オプションにしたがって、前記オペレーティング・システムのセットアップを完了する、ことを含む追加のステップを実行するように更に構成される、システム

【請求項 17】

請求項 12 記載のシステムにおいて、前記コンピューティング・デバイスのハードウェア識別情報をローカルに取得する前記ステップが、前記コンピューティング・デバイスによって、前記コンピューティング・デバイスのハードウェア・コンポーネントに割り当てられる 2 つ以上の識別子を組み込んでいる単一のハードウェア・ハッシュ値を生成するステップを含む、システム。

【請求項 18】

請求項 12 記載のシステムにおいて、

前記 1 つ以上のサーバ・コンピューティング・デバイスが、前記ハードウェア識別情報または前記オペレーティング・システム・ソフトウェア識別情報の少なくとも一方から、前記コンピューティング・デバイスの永続デバイス識別子の生成と前記オペレーティング・システムのコピーとを要求するように更に構成され、

前記永続デバイス識別子が、前記コンピューティング・デバイスのハードウェア・コンポーネントへのアップグレードの後に前記コンピューティング・デバイスを一意に識別することを継続する、システム。

【請求項 19】

請求項 12 記載のシステムにおいて、前記 1 つ以上のサーバ・コンピューティング・デバイスが、受け取った同一のプロファイルを複数の他のコンピューティング・デバイスに関連付けるように更に構成される、システム。

【請求項 20】

請求項 12 記載のシステムにおいて、前記プロファイルで指定される初期セットアップ・オプションの設定が、前記コンピューティング・デバイスのローカルな管理を許可しないことを含む、システム。